

29消安第3885号 平成29年10月24日

都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課長

動物用抗菌性物質製剤の慎重使用の徹底及び薬剤耐性対策における取組事例の収集について

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、昨年4月に策定した「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。また、毎年11月を「薬剤耐性対策推進月間」に位置付け、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動を展開することとしています(平成28年10月4日内閣官房発表)。

薬剤耐性菌の発現・伝播を抑制するためには、農場での感染症予防・飼養衛生管理が重要であり、このためには、動物用抗菌性物質製剤(以下、「抗菌剤」という。)の使用者であり、微生物の感染予防・管理に直接関わる獣医師及び生産者の薬剤耐性に関する知識、理解を深め、行動変容に結びつけることが重要です。そのため、我が国の畜産分野では、「畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について(通知)」(平成25年12月24日付け25消安第4467号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下、「慎重使用に関する基本的な考え方」という。)に基づき、抗菌剤の慎重使用に取り組んできました。

平成28年度の農林水産省の委託事業により実施した豚農場における抗菌剤の使用実態調査では、農場間で抗菌剤の使用量の差が大きいことが確認されたほか、「細菌性疾病のみならずウイルス性疾病である豚繁殖・呼吸障害症候群 (PRRS) が陽性の農場」や「オールイン・オールアウトを実施していない農場」では抗菌剤使用量が多い傾向にあることが示唆されており、感染症の制御・衛生管理の向上が抗菌剤の使用機会の低減につながることが示されてい

ます。このように、慎重使用に関する基本的な考え方の重要な要素の一つに位置付けられている家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく飼養衛生管理基準の遵守やワクチンの使用などによる感染症の予防を通じて薬剤耐性対策へとつなげていくことの重要性が、改めて浮き彫りとなっています。

つきましては、慎重使用に関する基本的な考え方について、更なる普及・啓発・徹底を図るため、11月の薬剤耐性対策推進月間に合わせて、貴管下関係者(獣医師、生産者、畜産関係団体等)に対し、別添リーフレットも御活用いただきながら、改めて御指導いただきますようお願いします。

また、農林水産省では、普及・啓発活動の一環として、薬剤耐性対策の我が国における取組の優良事例を収集し、広く関係者に紹介したいと考えています。つきましては、別紙により、優良事例の収集に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、アクションプラン、慎重使用に関する基本的な考え方等の薬剤耐性に関連する情報については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html)に、また、アクションプランに基づく、各府省における平成28年度の取組状況や今後の取組方針等については、内閣官房のウェブサイト(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/taisaku/dai5/siryou2_1.pdf)に掲載していますので、適宜御参照ください。

また、別途、別記のとおり関係団体に通知したことを申し添えます。

薬剤耐性対策に関する取組事例の収集について(依頼)

1 目的

家畜及び家きんの飼養農場における薬剤耐性対策への取組事例を広く収集し、薬剤耐性対策の普及・啓発活動に活用する。

- 2 報告対象となる薬剤耐性対策の項目例(以下のうちいずれか1つでも結構です。)
- (1) 適切な飼養衛生管理による感染症予防
 - (例)・家畜の健康状態に悪影響を与える飼養環境の改善
 - ・ワクチン接種の適切な実施
 - ・家畜を健康に保つための飼料の工夫
- (2) 適切な病性の把握及び診断
 - (例)・家畜の健康状態把握のための取組
 - ・発病時期、経過、措置等を把握しやすくするための取組
 - ・診断の際に必要な情報の共有(周囲の農場での感染症の発生情報等)
- (3) 抗菌剤の選択及び使用
 - (例)・抗菌剤の選択時、使用時に適切な物を選ぶための取組
- (4) 関係者間の情報の共有
 - (例)・感染症の発生状況・経過、抗菌剤の使用状況・有効性及び薬剤感受性の情報の共有
 - ・抗菌剤使用に当たっての注意事項等の情報の共有
- 3 提出様式

提出様式は特に問いませんが、別紙様式例を参考にしてください。 (具体的な説明や資料・写真等の貼付をお願いします。)

4 報告期限

平成29年11月24日(金)17時

5 提出先・問合せ先

提出は、電子メールにより、(animal_amr@maff.go.jp) 宛てに送付してください。 また、ご不明な点があれば、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 関谷、下 村 (Tel:03-3502-8097、Fax:03-3502-8275) までお問合わせください。

- 6 その他
 - (1) 御報告いただいた取組事例については、当課において取りまとめを行った後、 個別の農場名や都道府県名等の情報を伏せた上で、当省ホームページへの掲載等 により広く関係者に紹介する予定ですので、御承知おきください。
 - (2) また、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省では、薬剤耐性対策に係る自発的な活動を喚起奨励すること等により、対策の全国的な広がりを促進することを目的として「第1回薬剤耐性(AMR)対策普及啓発活動表彰」を本年6月に行ったところです。当該表彰については今後も継続して実施される見込みですので、当該表彰への参加をご案内させていただきたいと考えておりますのでその際はよろしくお願いいたします。

■氏名	■職業	
■所属	■連絡先:(電話) (e-mail)	
■薬剤耐性対策の該当項目に○をして下さい(複数 ①適切な飼養衛生管理による感染症予防	(回答可) ②適切な病性の把握及び診断	
③抗菌剤の選択及び使用	④関係者間の情報の共有	⑤その他
■写真		
	写真の説明 (取組内容のどの部分の写真かについて、記入し てください。)	
貼付場所 (取扱が容易なサイズとしてください。)		
(原則、写真を貼付いただくとともに、必要に応じて説明資料、図表等を添付してください。) ■ 取組内容の詳細		
■ 取組による効果		

注 御報告いただいた取組事例は、広く関係者に紹介し、各現場において、薬剤耐性対策に役立てていただきたいと考えています。そのため、御報告いただく内容については、公表内容を見た者が取組事例に準じた取組を実施しやすいよう、分かりやすさを念頭においたものとしてください。 なお、一事例一葉としてください。